

ID: 1102

担当部署: 企画部公共施設マネジメント課

処分の概要	行政財産の使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公有財産管理規則第22条及び第23条
例 規 番 号	平成 13 年西東京市規則第 59 号
【根拠条文】 (使用許可の決定) 第22条 行政財産(教育委員会が管理するものを除く。)の使用を新たに許可しようとするときは、別に定める西東京市公有財産管理委員会の議を経た上で、行なわなければならない。 第23条 前条の規定により使用許可の決定があったときは、部長は速やかに次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。ただし、記載する必要がないと認める事項については、省略することができる。 (1) 使用を許可する相手方の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び所在地) (2) 使用を許可する行政財産の所在、種類及び数量 (3) 使用の目的及び方法並びに期間 (4) 使用上の制限 (5) 光熱水費等の負担 (6) その他必要と認める事項 2 行政財産の使用を許可しないものと決定したときは、申請者に対し速やかにその旨を通知しなければならない。 【基準】 根拠条文並びに第19条及び第20条の規定による。 (使用許可の範囲) 第19条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。 (1) 国又は地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用するとき。 (3) 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。 (4) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者のため、食堂、売店等を経営させるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 (使用許可の期間) 第20条 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、電柱若しくはガスパイプその他の埋設物を設置するため使用させるとき、その他特別の理由があると認められるときは、この限りでない。 2 前項の使用許可の期間は、これを更新することができる。この場合において更新のときから同項の期間をこえることができない。	

標準処理期間		14日	
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日